



授業目的公衆送信補償金分配規程

2022年4月1日施行

株式会社 Nextone

第1条 (目的)

本規程は、株式会社 NexTone（以下「NexTone」といいます。）が、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条1項5号に規定する事項として、著作権法第35条2項に定める授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」といいます。）に関して一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」といいます。）の分配規程に基づき、SARTRAS から受領する補償金の分配について、著作権法第23条に定める権利を有する NexTone の委託者（以下「委託者」といいます。）に対する分配方法を定めることを目的とします。

第2条 (定義)

1. 本規程における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 「規程第3条補償金分配基金」とは、NexTone が分配する責任を負う、SARTRAS が定める授業目的公衆送信補償金規程（以下「補償金規程」という。）第3条に基づく補償金の額をいいます。
 - (2) 「規程第4条補償金分配額」とは、NexTone が分配する責任を負う補償金規程第4条に基づく補償金の額をいいます。
 - (3) 「利用報告」とは、NexTone が行う、SARTRAS から受領した著作物等の利用実績に係る報告をいいます。
 - (4) 「分配資料」とは、著作物等毎に分配に必要な権利に関する情報を NexTone が整備した資料をいいます。
 - (5) 「共通目的基金」とは、著作権法施行令第57条の11に規定する「著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた」補償金の額のうち、著作権法第104条の15第1項に規定する「授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額」として SARTRAS が管理するものをいいます。
2. 本規程に用いられている用語の定義は、本規程に特に規定する場合を除き、「管理委託契約約款」の定めるところによります。

第3条 (分配対象著作物)

分配対象著作物は、NexTone との管理委託契約に基づき、著作権者より補償金の計算対象期間内のインタラクティブ配信に関する利用許諾（別途 NexTone が定める「管理委託契約約款」第2条9号に定めるところによるものとし、以下同じ。）についての管理を委託されている著作物（以下「分配対象著作物」といいます。）とします。

第4条 (分配対象著作権者)

1. 分配対象となる関係権利者（別途 NexTone が定める「著作物使用料分配規程」第2条1号に定めるところによるものとします。以下同じ。）は、分配対象著作物の著作権者として、「管理委託契約約款」第2条9号にかかる補償金の受領について、NexTone と管理委託契約を締結している著作権者とします。
2. 委託者が補償金を受け取らない旨の意思表示をした場合の当該委託者宛分配金は SARTRAS に返金し、共通目的基金へ組み入れます。

第5条 (分配期および分配対象補償金)

1. 補償金の分配期および分配対象補償金は、前年度分（4月1日～3月末日）として9月に SARTRAS から受領した補償金を、翌年3月末日までに分配します。
2. 前項の規定にかかわらず、各分配期における補償金の分配額が 3,000 円に満たない場合は、NexTone は、次期以降の補償金と合算して委託者へ分配することができるものとします。

第6条 (分配手数料の控除)

1. NexTone は、SARTRAS より受領した補償金に NexTone が別途「管理手数料実施料率」に定める料率を上限とする料率を乗じて算出された額を、分配手数料として控除します。
2. 分配手数料は、本規程第5条に定める補償金の分配期に規程第3条補償金分配基金および規程第4条補償金分配額からそれぞれ控除します。

第7条 (著作権者分配金)

SARTRAS より受領した補償金から、前条に定める分配手数料を控除した額を著作権者分配金とします。

第8条 (関係権利者の確定)

1. 分配対象著作物の関係権利者は、利用のあった四半期（3月、6月、9月、12月）の末日を確定基準日として、権利関係に基づき確定するものとします。
2. 前項に定める関係権利者の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作権資料（「著作物使用料分配規程」第2条2号に定めるところによるものとします。以下同じ。）によるものとします。
3. 著作権資料がないなどの理由により、NexTone が本条第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、NexTone は補償金の分配を保留することができるものとします。
4. 関係権利者の連絡先が不明の場合の取扱いは、SARTRAS 分配規程によります。

第 9 条 （分配率）

分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届提出時に委託者が届け出た分配率に従うものとします。

第 10 条 （分配計算）

1. NexTone は、補償金の分配を SARTRAS から受領した利用報告を基に整備する分配資料により行います。
2. 規程第 3 条補償金分配基金の分配については、以下の各号に掲げる方法により行います。
 - (1) SARTRAS から通知を受けた規程第 3 条補償金分配基金を、初等中等教育およびこれに類する教育機関設置者から收受した額（以下「初等中等教育分配基金」といいます。）と、高等教育およびこれに類する教育機関設置者から收受した額（以下「高等教育分配基金」といいます。）に分け、それぞれの分配資料の著作物等毎に割り当てられた分配ポイント（著作物等毎に受信した履修者等の数を乗じて得た数）の総合計で除すことで、初等中等教育分、高等教育分それぞれの分配ポイントの 1 点単価を算出します。
 - (2) 連絡先が明らかである委託者の分配額は、利用された教育の種類に応じ、それぞれの著作物等の持つ分配ポイントに該当する前項の 1 点単価を乗じて得た額とします。
3. NexTone は、原則として、毎年 8 月までに前項により算出することができた連絡先が明らかである委託者の分配額の合計額を、SARTRAS に請求します。ただし、8 月に間に合わない特段の事情がある場合、または額を追加する必要がある場合の請求は翌年 2 月までにこれを行います。
4. 規程第 4 条補償金分配額がある場合は、当該委託者の情報が判明したものにつき SARTRAS に請求し、送金を受け、当該関係権利者に本規程第 5 条に定める分配期に分配します。

第 11 条 （自主申告の場合の取扱い）

利用報告に掲載のない著作物等の委託者から、教育機関が著作物を利用した事実につき申し出を受ける場合の方法は、以下の各号に掲げるとおりとします。

- (1) NexTone は、当該委託者より、SARTRAS 所定の書式による申し出および証憑書類の提出を受けます。
- (2) NexTone は、必要があると認める場合は当該教育機関の意見を聞くなどして内容を審査します。
- (3) 申し出の内容が確認できた場合は、分配資料に加え、本規程第 10 条 2 項に基づき分配額を計算し、本規程第 10 条 3 項に基づき SARTRAS に請求し、送金を受け、

当該関係権利者に本規程第 5 条に定める分配期に分配します。

第 12 条 （次期分配資金への繰入れ）

第 10 条の分配計算に際して生ずる 1 円未満の計算端数金は、次の分配期において、著作権者分配金に繰入れます。

第 13 条 （支払計算書等の交付および送金）

補償金の分配にかかる支払計算書等の交付および送金は、毎年 3 月までに行う著作物使用料の分配に併せて行うものとします。

第 14 条 （情報公開）

NexTone は、以下の各号に掲げる事項を遅滞なく公開します。

- (1) 本規程（定めたとき、または変更したとき）
- (2) 管理手数料率（定めたとき、または変更したとき）

第 15 条 （規程の変更）

本規程の変更手続については、「管理委託契約約款」第 19 条に定める変更手続の規定を準用します。

附則 本規程は、2022 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上